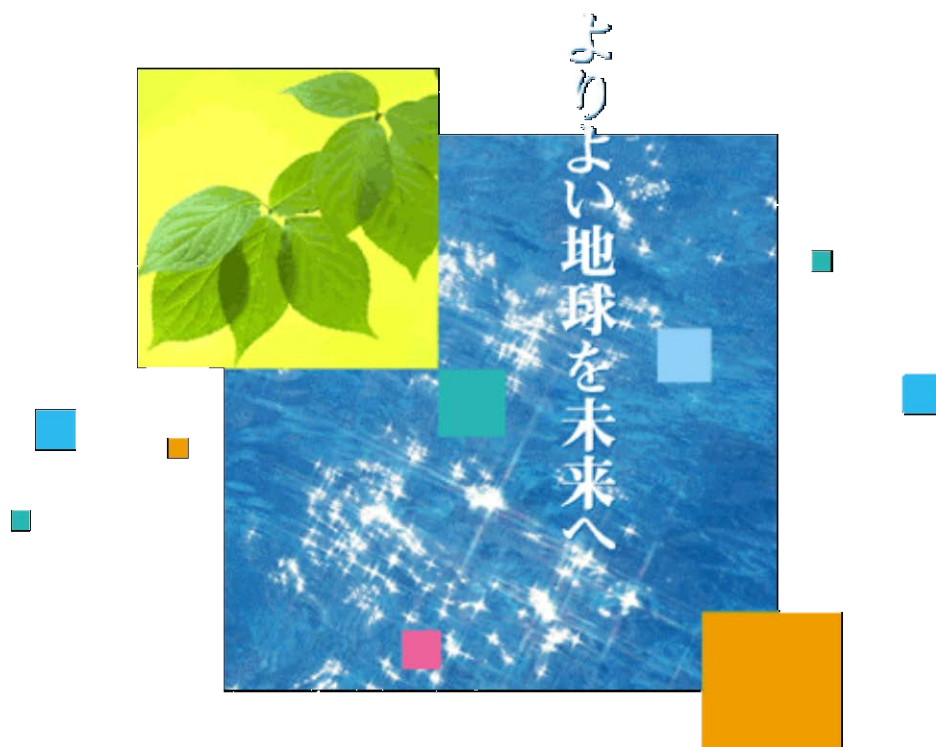


環境衛生の知識



(プール水)

厚生労働省「水道法第20条」登録検査機関
経済産業省工業標準化法に基づく試験事業者(JNLA)登録機関
I S O 9 0 0 1 認証取得機関
I S O / I E C 1 7 0 2 5 認定試験所
特定計量証明事業登録機関



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-11
技術検査部 TEL 043-242-5940 FAX043-244-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合わせ下さい。

改訂履歴表

年月	改訂番号	改訂内容
平成2年		新規制定
平成7年9月	改訂1	水道法、環境基準の法律改正による見直し
平成13年8月	改訂2	各基準値等の解説の充実とダイオキシン類及び残土条例の追加
平成17年6月	改訂3	各法律改正による内容の更新。 シックハウス、レジオネラ症を追加
平成20年7月	改訂4	各法律改正による内容の更新。 内容の構成見直し
平成21年8月	改訂5	各法律改正による内容の更新。
平成22年4月	改訂6	プール水に関する範囲に限定した内容に変更。 改訂履歴の追加。
<u>平成25年8月</u>	<u>改訂7</u>	<u>センターの名称変更（財団法人→一般財団法人）</u>

< 目 次 >

1. プール水	1
1.1 プール水水質基準.....	2
1.2 検査頻度	2
1.3 水浴場水質判定基準.....	3

1. プール水

1.1 プール水水質基準

この表は一般的なプール水管理基準を示しています。詳細については保健所・所轄の指導機関にご確認下さい。

検査項目	プール水判定基準	
	学校水泳プール水質基準	遊泳用プール水質基準
(1) 濁度	2度以下	2度以下
(2) pH	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
(3) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上1.0mg/L以下が望ましい	0.4mg/L以上 (1.0mg/L以下が望ましい)
		二酸化塩素使用の場合 二酸化塩素 0.1mg/L以上0.4mg/L以下 亜塩素酸 1.2mg/L以下
(4) 過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下	12mg/L以下
(5) 大腸菌	検出されないこと	検出されないこと
(6) 一般細菌	200 コロニー/mL以下	200 CFU/mL以下
(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい	おおむね0.2mg/L以下が望ましい (暫定目標値)
(8) 循環ろ過装置の出口処理水	0.5度以下 (0.1度以下が望ましい)	0.5度以下 (0.1度以下が望ましい)
通達文書等	・平成21年3月31日文科科学省告示第60号「学校環境衛生基準」	・平成19年5月28日健発第0528003号厚生労働省健康局長「遊泳用プールの衛生基準について」 ・千葉県では「千葉県遊泳用プール行政指導指針(平成21年7月)による指導があります。
備考	検査項目として他に施設・設備の衛生状態が定められています。	検査項目として施設基準、維持管理基準が定められています。

1.2 検査頻度

遊泳用プール	遊離残留塩素濃度については、少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましいこと。）を、水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については、毎月1回以上の測定を、総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定(通年営業又は夏季営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては、水温が高めの時期とすること。)を行うこととし、これらの測定は定期的に行うこと。利用者が多数である場合等汚染負荷量が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
学校用プール	検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

1.3 水浴場水質判定基準

水浴場は、一定の監視の下に遊泳場としての利用に適すると判断された水辺であり、単に水泳が可能な水辺を指すものではありません。

水浴場は、水そのものが清澄で、かつ安全なものであることが求められるため、環境基準の健康項目が達成されていることを前提として、(1) ふん便性大腸菌群数、(2) 化学的酸素要求量、(3) 透視度、(4) 油膜の有無の 4 項目を評価項目として設定しており（水浴場水質判定基準・環境省）、毎年、水浴シーズン前には水浴場毎に水質調査の結果と水浴場としての適否（評価）が地方公共団体により発表される。

EIC ネット <http://www.eic.or.jp> より一部引用

水浴場の判定基準は、環境省で全国一律に定められています。

1. 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・ 各項目のすべてが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・ 各項目のすべてが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・ 各項目のすべてが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透視度
適	水質AA	不検出 (検出限界 2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は 3mg/L以下)	全透 (または1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～ 50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満*

- (注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
CODの測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。
透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」について

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

- （1）「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- （2）油膜が認められたもの。

認定・登録

ISO/IEC17025 認定取得機関
JIS9001・ISO9001 認証取得機関
JNLA 登録試験事業者
水道法第20条の4第2項検査機関登録
簡易専用水道検査機関登録
食品衛生法に基づく検査機関登録
薬事法に基づく試験検査機関登録
作業環境測定登録機関
計量証明事業登録機関(濃度)
計量証明事業登録機関(音圧レベル)
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)
建築物飲料水水質検査業登録機関

ASNITE 0088T

JCQA-1365

070236JP

厚労省登録第16号

厚労省登録第22号

厚労省発関厚第0122004号

厚労省登録第164号

千葉労働局12-18号

千葉県第507号

千葉県第566号

千葉県第608号

千葉県特第003号

千葉市23水第4号

交通・お問い合わせ



一財)千葉県薬剤師会検査センター(本部・環境検査)

〒260-0024

千葉市中央区中央港1丁目12番11号

管理部 Tel. 043(242)5828 Fax. 043(242)5866

業務部 Tel. 043(242)3833 Fax. 043(244)2594

簡易専用水道 Tel. 043(203)1066 Fax. 043(242)6878 技

術検査部 Tel. 043(242)5940 Fax. 043(242)3850

■JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩7分

■JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩7分



緑の森研究所(超微量物質)

〒267-0056

千葉市緑区大野台2丁目3番36号

Tel. 043(295)7911 Fax. 043(295)7920

食品薬品部

〒267-0056

千葉市緑区大野台2丁目3番36号

Tel. 043(205)8225 Fax. 043(205)7371

製品安全検査部

〒267-0056

千葉市緑区大野台2丁目3番36号

Tel. 043(295)2017 Fax. 043(295)8585

■JR 外房線土気駅よりタクシー10分

■お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車2分